第25号
2018年1月12日

（一社）原子力国民会議
TEL: 03-5809-0085
Email: nnc@kokumin.org
http://www.kokumin.org

ＬＩＮＥ@原子力国民会議開設、友達登録受付中！LINE アプリを起動して、［その他］タブの［友だち追加］で QR コードをスキャンします。

原子力国民会議だより

第５次エネルギー基本計画で新設明記の決断を！

1. 我が国のエネルギー事情

エネルギーは水や食料と並び国の安定と安全、国民生活、経済を支える基盤であり、長期にわたる安定的・持続的な供給は国家の重要課題です。しかし、我が国は水資源には恵まれているものの、日本のエネルギー自給率は約 8%（2016 年経済産業省）で、食料自給率約 38%（2016 年農林水産庁、カロリーベース）よりさらに低く、エネルギー資源である石油や石炭、天然ガスはほとんどを海外からの輸入に頼っています。これは OECD 加盟国 34 カ国の中でもルクセンブルグについで 2 番目に低い水準です。生き残るために最低限必要なものについて手段を尽くして守ることが国の安全保障であり、エネルギー政策は国の死活に関わる最重要課題です。

一方、エネルギー政策は長期に亘る国家的事業であって一朝一夕で成るものではありません。視座を高く広い視野を持って行わなければなりません。

2. 我が国のエネルギー政策の変遷

1970 年代 【①石油危機への対応（1970 年～80 年代）】
安定供給
1973 年第一次オイルショック
1979 年第二次オイルショック　　原発建設最盛期
1980 年代
【②規制制度改革の推進（1990 年代～）】
1990 年代 安定供給＋経済性　　環境問題の顕在化
【③地球温暖化問題への対応（1990 年代～）】
安定供給＋経済性＋環境
1997 年京都議定書採択
2000 年代
2005 年京都議定書発効　　経済性を含むトリレンマ
【④資源確保の強化（ 2000 年代）】
安定供給＋経済性＋環境
資源確保の強化
【⑤現行のエネルギー基本計画】
2002 年 エネルギー政策基本法成立
2003 年 10 月 エネルギー基本計画（第一次）：原子力発電を基幹電源として推進
2007 年 3 月 エネルギー基本計画（第二次）：「原子力立国」を実現
2010 年 6 月 エネルギー基本計画（第三次）：原子力と再エネを 2030 年に 70%
2014 年 4 月 エネルギー基本計画（第四次）：2020 年までを「集中改革実施期間」

我が国は 1970 年代のオイルショックにより石油一辺倒のエネルギー政策を反省し、多様化へと舵を切り原子力発電所の建設にも拍車がかかりました。その後 1990 年代に入り地球温暖化を始めとする環境問題が世界的に顕在化し、いわゆるエネルギー、環境、経済の三すくみ問題（トリレンマ）に対する持続可能な社会への模索がわが国でも始まりました。

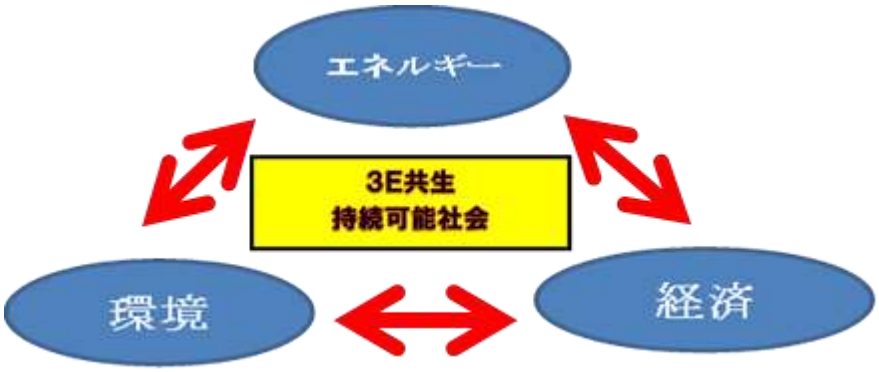

エネルギー、環境、経済の三すくみ問題（トリレンマ）に対する持続可能な社会への模索

このような背景を受けて 2002 年にエネルギー政策基本法が制定され、環境、経済に配慮しつつエネルギー需給に関する基本施策を定めることし、翌年には第一次エネルギー基本計画を策定してほぼ 3 年を目安に見直すこととしました。また、原子力については国の基本的な方向性を定める計画として 2005 年に原子力委員会が原子力政策大綱を策定しました。
その後、第三次エネルギー基本計画に至り経済性に優れる原子力を基軸とし経済性は劣るものの再生可能エネルギーと併せて 2030 年までに電源構成の 70%を目標とし、原子力発電比率は 53%として化石燃料からの転換を目指すものとしました。

しかし、2011 年 3 月に東電福島事故が発生しました。これにより第四次エネルギー基本計画は大きく見直すことになり、原子力政策大綱も廃止に至りました。

3. 第四次エネルギー基本計画

東電福島第一の事故を受け、またエネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえてエネルギー基本計画は見直されました。それは、資源小国として省エネに一層努力することを前提として、再生可能エネルギーを重要な低炭素の国産エネルギーと位置づけて最大限に導入を加速するため固定価格買取制度（FIT）を電気事業者に義務付けること、一方で原子力発電は安全性を大前提に重要なベースロード電源と位置づけることでした。

この基本計画を受けて、総合資源エネルギー調査会長期エネルギー需給見通し小委員会により、2030 年のエネルギー需給見通し案が策定されました。この案を下図に示します。この案は CO2 排出ガスを極力低減するために化石燃料の使用量を減らし、再生可能エネルギーを増やしてそれを越えない範囲で原子力発電を抑えるという世論を気にした苦渋のバランス案でした。

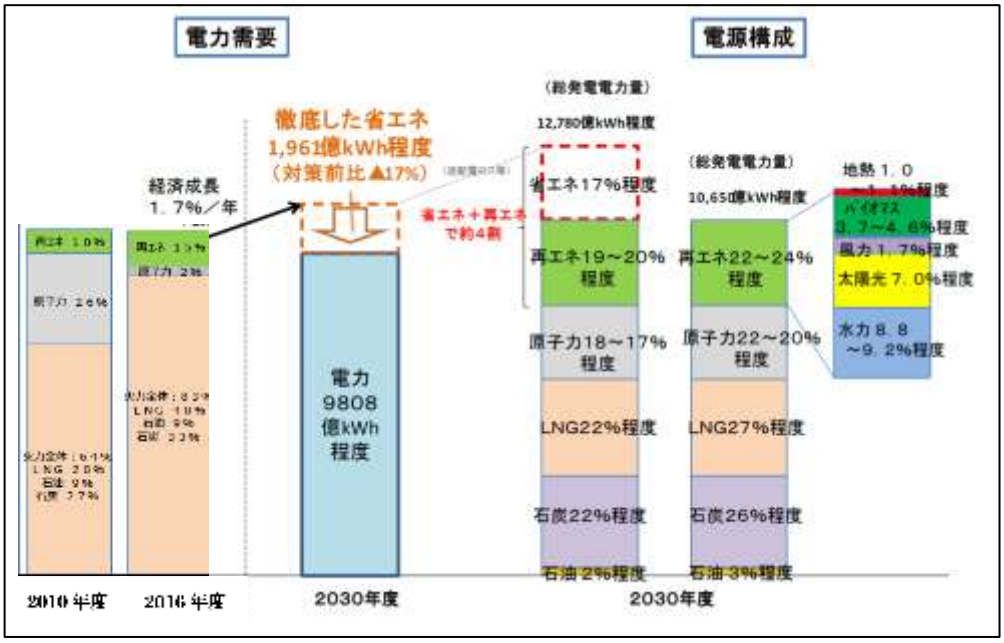

2030 年のエネルギー需給見通し案（経済産業省）

4. 第五次エネルギー基本計画に必要なこと、それは政治決断

政府は 2030 年の温暖化ガス削減目標を 2013 年度比で 26%とし、原子力発電の発電比率を 20～22%としましたが、第四次エネルギー基本計画策定から 3 年以上経ちながら再稼動はまだ 4 基（伊方 3 号機は広島高裁の仮処分で停止）に止まっています。このペースで原子力発電の運転期間制限が 40 年のままではとてもこの目標に到達しません。たとえ 1 回に限った 20 年の運転延長を試みてもこの目標が覚束ないことは原子力国民会議だより第 23 号に記載した通りです。一方、再生可能エネルギーも間歇型エネルギーの太陽光や風力発電では安定供給電源になりえず、結局、火力発電のサポートを受けることになり CO2 削減にさほど寄与しないこと、さらに FIT により電気代の高騰を招いていることも原子力国民会議だより第 12 号、第 20 号に記載した通りです。
これらを考えれば、原子力発電の再稼動に止まらずリプレース、新増設の計画まで組み入れないと 2030 年、2050 年の電源構成、CO2 低減目標は到底達成できません。初期投資の大きな原子力発電所の建設は、競争環境下において電力会社としてなかなか踏み切れるものではありません。英国の低炭素電源からの固定価格買取制度（FIT-CFD）のような制度で国の支援も必要です。

エネルギー政策は国家の枢要な地位を占めるものであり、国家 100 年の計を持って進めるべきものです。いたずらに市場原理に委ねるべきものではありません。そのためには政府が責任を持って原子力を推進するという政治決断が不可欠です。このままではわが国はエネルギー植民地に堕してしまうことでしょう。資源小国として技術を持つことこそが唯一のエネルギー安全保障なのです。工学とは失敗学であり経験学です。失敗を認めない社会には進歩はありません。原子力にはリスクがあります、しかし原子力を失った場合にもリスクがあります。それを冷静に比較衡量する力量が社会に求められています。そしてそのリスクがどの程度のものであるかの認識を共有し、リスクミニマムを求めながらもリスクとともに生きてゆく覚悟を決めてこそ成熟した大人の社会というものでしょう。このためにも原子力発電の安全目標を明確に示すことが必要です。いたずらに福島事故を引きずってはなりません。

以上より第五次エネルギー基本計画では下記事項について記載することを提案します。

- 再稼動の促進のための理解活動の明記
- リプレース・新増設のための原発版 FIT の導入
- 再生可能エネルギーの導入限度の明確化